

No.	ご質問	JICA回答	日付
1	打合簿画面の添付ファイルは、基本提出文書以外になんでも添付できるスロットが5スロットとのことでしたが、5スロットでは足りない可能性があります。	操作実習会内で、要望がどの程度あるか確認させていただき、「①5スロットで十分：14名」「②10スロットでOK：10名」「③もっという：1名」でそれぞれ投票いただきました。 投票いただいた結果を踏まえ、一旦5スロットのままとさせていただきます。なお10スロットをご要望いただいている方も多いため、今後の運用状況を見ながら、スロット数を増やすか検討をしていきたいと思っております。	12/10
2	アカウント申請後の対応について、確認させてください（第1バッチ案件）。既存案件は過去の打合簿を含め、契約情報をコンサル側でPF上に追加する必要がありますか？	PF導入前に取り交わされた打合簿については、導入後にPF上に格納していただく必要はございません。 PF導入前に取り交わされた打合簿等のデータを全てPFに格納するのは、双方への負荷が高くなること等から、上記の運用としております。	2/12
3	2月4日にいただいたメール「JICA事業・契約管理プラットフォームへの招待について（第一バッチ対象契約の登録）」において、「2月5日以降に事業・契約管理PFの初回ログインメールをお送りします。」とご連絡いただきました。 その際にお送りいただいたファイルでは、弊社が申請した案件の導入開始は2/17と記載されており、現在招待メールをお待ちしている状況です。	既にアカウントをお持ちの場合は、初回招待メールが届きません。既にアカウントをお持ちの場合は、PFにログインいただき、該当の調達管理番号を選択し、アカウントの申請作業（案件へのアクセス権付与）を進めていただけますと幸いです。	2/12
4	アカウント作成について、アカウント申請とアクセス権申請は同一と理解して良いでしょうか。	ご理解の通りです。アカウント申請画面から申請を行っていただく際、既にアカウントを持たれている方を申請いただくと、該当の調達管理番号の案件へのアクセス権申請となり、アカウントをお持ちでない方を申請いただくと、アカウントの新規登録申請と該当の調達管理番号の案件へのアクセス権申請が行われます。こちらの判別はシステムが自動で行います。	2/12
5	アカウント申請時に、例えば2名はアカウントを持っていて、3名は持っていない人といったような、アカウント保持の確認は、JICA側で行うのでしょうか。	申請いただいた情報をシステムで判別し、アカウントをお持ちでない方には初回ログインの依頼メールが自動送信される仕様となっております。	2/12
6	スライド37の1点目について、案件1でPFのアカウントを持っていて、案件2にも該当の方にアクセス権を付与した場合、案件1が終わっても案件2でアカウントを使い続けられるのでしょうか。	ご理解の通りです。アカウントを1度発行いただいた後は、別案件へアクセス権を申請いただければ、案件1が終了後も引き続き同じアカウントで別案件を見ていただくことが可能です。	2/12

No.	ご質問	JICA回答	日付
7	新たな案件でアカウントを作成する場合は4名で、一度アカウントを作成できれば、他の案件にアクセス権を紐づけられるということでしょうか。	ご理解の通りです。	2/12
8	PFの利用期限について、最終の支払い手続き時期までとのことでしたが、最終期限については事前にご連絡はいただけるのでしょうか。	最終期限の事前連絡について、現時点では想定をしておりませんでした。開発ベンダにも情報共有のうえ検討をさせていただきます。	2/12
9	トレーニング用の契約でログインしたが、今後のIDはトレーニング用に使用しているIDと同じものを使うことになるか	ご理解の通りです。トレーニング用にログインIDを既に作成いただいている場合は、本格導入後も同じIDでプラットフォームにログインいただけます。IDとパスワードはご担当している契約案件がPF上にある限り同じIDを使用いただけます。	3/14
10	4/21から開始で希望している。今後の流れとしては、契約担当から連絡がくるのか	2/17から4バッチに分けて段階的に本格導入を行っております。4/21は最終バッチの導入日となります。4/21最終バッチ対象分の契約の今後の流れですが、まず4月上旬ごろに事務局から各団体様に4/21導入分の対象契約をご連絡させていただきます。その後事務局にて、各契約の担当者を登録させていただきます。	3/14
11	団体管理番号は電子入札の時の番号と聞きました。電子入札をしていない案件もありますが、その場合はどうすればよいのでしょうか。	団体管理番号は各社につき1つ発行される番号となりますので、すでに発行されている団体管理番号をご入力ください。	3/14
12	最初に3名のログインをしたが、その後1名で登録してしまった。再度3名分を登録する場合は、アカウント申請して登録しなおすという形になるか	ご理解の通りです。再度3名分でアカウント申請していただく必要がございます。	3/14
13	事務局等への問合せはメールのみとなりますでしょうか。	基本的に問い合わせはメールのみとなります。なお急ぎの場合には、その旨ご連絡いただき、お電話にてやり取りさせていただくことも可能です。	3/14
14	必須項目じゃない担当者の登録については、今すぐ登録しなくても問題ないでしょうか。	アカウント申請の際、業務主任者情報の入力には必須となりますが、それ以外の方については必須ではありませんので、登録いただかなくても問題ございません。後ほど貴社内にてご確認の上、副業務主任者及び担当①～③にご入力いただけますと幸いです。	4/15
15	メール受信のみの方のメールアドレスについて、案件のアサインメンバーでない人が契約担当になっていますが、その方のアドレスを登録しても問題ないでしょうか。	ご登録いただいて問題ございません。個人情報保護や情報セキュリティに関する部分を担保できる方であれば、登録していただいて問題ありません。なおご登録される方につきましては、各社様にて問題ないかご確認いただきますよう、お願いいたします。	4/15